

別紙 2

<p>要望事項</p>	<p>『浄化槽法』に関する市町村への情報提供について</p>
<p>要望の内容</p>	<p>『浄化槽法』第10条は浄化槽管理者の義務を、第12条は保守点検又は清掃についての改善命令等について定めております。浄化槽は適正な管理がなされてこそその威力を発揮するわけであり、それだからこそ、社会的にも認められるのであります。しかし、作業に行くと、「必要ない、詐欺ではないか」と言う浄化槽管理者もおり、その都度必要性を説明するのだが、なかなか理解されないのが実情です。こうした現象は一市町村に止まらず、多くの市町村で発生している状況にあります。</p> <p>適正な維持管理に係る助言・指導については、市町村へ権限移譲済みと思いますが、市町村に、権限移譲されていることを再度認識していただきたいと思いますので、市町村との懇談会などを通じて、市町村への情報提供をされるようお願いしたいと考えております。</p>
<p>備考</p>	

## 廃棄物処理団体懇話会における北海道に対する要望事項

団体名 北海道環境整備事業協同組合

要望事項	『下水道の整備に伴う一般廃棄物の合理化に関する特別措置法』について
要望の内容	<p>『下水道の整備に伴う一般廃棄物処理業者の合理化に関する特別措置法』いわゆる『合特法』は、市町村の下水道整備による既存業者への影響を考慮しつつ、一般廃棄物処理業の安定を保持し、廃棄物の適正な処理を図るため、市町村における合理化事業計画の策定を定めております。</p> <p>一般廃棄物の処理は市町村固有の事務であり、『廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令』では、委託料は、受託業務を遂行するに足りる額であることを定めております。</p> <p>北海道の人口は、慢性的に減少し続け、特に地方は、限界集落などという言葉が飛び交うほど減少がひどく、地域が存続し続けるためには、行政機関のみではなく企業も住民も一体となった地域ぐるみでの取り組みの必要性が叫ばれていることは周知の事実であります。</p> <p>一般廃棄物処理業の許可或いは業務委託を受けている業界としましては、行政と共に地域サービスの堅持に努めなければならないと考えておりますが、しかし、『合特法』は、地域サービスを守り続けるシステムを構築する法律であるということが理解されない状況にあるのではと感じております。</p> <p>当組合は、共同購買事業を通じて組合員の経済力の強化に努めると共に、技術力強化・導入等の研修を開催し、地域サービスを低下させることのないように常に対応しているところです。</p> <p>つきましては、市町村との懇談会などを通じて、『合特法』に対する市町村担当者の適正な理解がなされるような指導をお願いしたいと考えております。</p>
備考	